

議会運営委員会日程

平成24年8月28日（火）

午前10時 502会議室

日程第1 市及び各区選挙管理委員・同補充員の選挙について

日程第2 平成24年第3回定例会の日程と運営について

(1) 付議事件

① 議案 ----- 48件

（内訳）

条 例 ----- 10件

事 件 ----- 11件

補正予算 ----- 7件

決算等 ----- 20件

② 報告 ----- 4件

③ 請願・陳情

◇閉会中の継続審査となった請願で審査を終わり報告されるもの

総務委員会 ----- 2件

市民委員会 ----- 0件

健康福祉委員会 ----- 0件

まちづくり委員会 ----- 1件

環境委員会 ----- 0件

議会運営委員会 ----- 0件

◇平成24年第2回定例会後、本日までに受理したもの

請 願 ----- 0件

陳 情 ----- 5件

④ 意見書案 ----- 0件

(2) 追加議案

（9月11日頃提出予定）

① 川崎市教育委員会委員の任命について

(3) 会議録署名議員（敬称略）

3番 竹田宣廣

27番 吉沢章子

30番 佐野仁昭

(4) 決算審査特別委員会

委員長選出会派-----公明党

副委員長選出会派-----民主党

(5) 質疑・質問・討論等の発言の会派順序

自民党、公明党、民主党、共産党、みんなの党

(6) 会期及び会期日程案

9月3日(月)から10月3日(水)までの31日間

別紙「平成24年第3回川崎市議会定例会会期日程(案)」参照

日程第3 今後の議会改革等の検討課題について

(1) 予特委員会の常設化等の検討

日程第4 交渉会派の人数について

日程第5 その他

議会運営の手引き（抜粋）

第 1 1 章 選 挙

第 1 節 （省略）

第 2 節 その他の選挙

2 1 3 市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の選挙については、議会運営委員会で協議する。なお、候補者が決まったときの選挙の方法は、指名推選とする。

2 1 4 指名推選により選挙する選挙管理委員補充員の補充の順序は、委員候補のいない推薦会派を優先順位（多数会派順）とし、次に委員候補のいる推薦会派（多数会派順）を指定する。なお、1 会派で 2 名の補充員候補があった場合には、2 人目は全会派一巡後に指定する。

2 1 5 市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の当選者には、文書で通知するとともに、承諾書の提出を求める。

市及び各区選挙管理委員・同補充員割り振り表

平成24年8月28日

市区名 正補別 会派名	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		区計
	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	(各28人)
自民党	◎	②	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	8
公明党	◎	○															6
民主党	◎	○															6
共産党	◎																5
みんなの党		①															3

※ 「◎」は委員。「○」は補充員、中の数字は補充員の順位を示す。

平成24年第3回川崎市議会定例会会期日程(案)

日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
9/3	月	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、提案説明、散会
4	火			
5	水			(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
6	木		(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、13日の本会議の運営について
12	水	本会議 (第2日)		再開、代表質問(自民党、公明党)、延会
13	木	本会議 (第3日)	正副委員長会議	再開、代表質問(民主党、共産党、みんなの党)、委員会付託、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託、請願・陳情の付託、人事案件に対する議事、散会
14	金		決算審査 特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明
15	土			
16	日			
17	月	敬老の日		
18	火		(議案研究)	
19	水		(議案研究)	(決算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)
20	木		(議案研究)	
21	金		決算審査 特別委員会	審査
22	土	秋分の日		
23	日			
24	月		決算審査 特別委員会	審査
25	火		決算審査 特別委員会	審査
26	水		決算審査 特別委員会	審査、採決
27	木		委員会	
28	金		委員会	
29	土			
30	日			
10/1	月			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
2	火		議会運営委員会	3日の本会議の運営について
3	水	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、市及び各区選挙管理委員・同補充員の選挙、 請願・陳情、その他、閉会

* 発言の会派順位 自民党、 公明党、 民主党、 共産党、 みんなの党

平成24年第3回川崎市議会定例会
議事日程第1号

平成24年9月3日(月)
午前10時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- 議案第127号 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の制定について
議案第128号 川崎市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第129号 川崎市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号 東海道かわさき宿交流館条例の制定について
議案第131号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第132号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第133号 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第134号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第135号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第136号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第137号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
議案第138号 国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について
議案第139号 大谷戸小学校改築工事請負契約の締結について
議案第140号 仮称川崎区内複合福祉施設新築工事請負契約の締結について
議案第141号 田島養護学校高等部改築工事請負契約の締結について
議案第142号 田島養護学校小中学部増築その他工事請負契約の締結について
議案第143号 消防救急デジタル無線活動波整備工事請負契約の締結について
議案第144号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の締結について
議案第145号 川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の指定について
議案第146号 市道路線の認定及び廃止について
議案第147号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
議案第148号 平成24年度川崎市一般会計補正予算
議案第149号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第150号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第151号 平成24年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第152号 平成24年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第153号 平成24年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第154号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
報告第 15号 健全化判断比率の報告について
報告第 16号 資金不足比率の報告について
報告第 17号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか20法人の経営状況について
報告第 18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分について

第 4

- 議案第155号 平成23年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第156号 平成23年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第157号 平成23年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第158号 平成23年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第159号 平成23年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第160号	平成23年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第161号	平成23年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第162号	平成23年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第163号	平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第164号	平成23年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第165号	平成23年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第166号	平成23年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第167号	平成23年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第168号	平成23年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第169号	平成23年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第170号	平成23年度川崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第171号	平成23年度川崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第172号	平成23年度川崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
議案第173号	平成23年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について
議案第174号	平成23年度川崎市高速鉄道事業会計決算認定について

決算審査調査票

◎ 決算議案の研究のため、理事者に対する質問事項、確認事項等がございましたら、下記にご記入の上、ご提出いただければ、それぞれの担当局が、説明に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議員名： _____

	局 名(課名)	日 時	備 考 (調査項目等)
1		日() 時 分頃	
2		日() 時 分頃	
3		日() 時 分頃	
4		日() 時 分頃	
5		日() 時 分頃	
6		日() 時 分頃	
例)	総務局***課	14日(金) 14時30分頃	***関係

*** この用紙は通告書ではございません。**

* 9/14(金)の午後1時に回収に伺います。

(総務局庶務課 調査担当 内線21322)

○指定都市議員定数・交渉会派人数等一覧

	議員定数	交渉会派人数	交渉会派数	会派名等（所属議員数）	常任委員会数
札幌市	68人	3人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市議会自民党・市民会議(24人) ・札幌市議会民主党・市民連合議員会(23人) ・札幌市議会公明党議員会(9人) ・日本共産党札幌市議会議員団(5人) ・札幌市議会市民ネットワーク北海道(3人) ・市政改革・みんなの会(3人) ・札幌市議会みんなの党(1人) 	6
仙台市	55人	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党・仙台(12人) ・市民フォーラム仙台(9人) ・復興仙台(9人) ・公明党仙台市議団(8人) ・日本共産党仙台市議団(7人) ・社民党仙台市議団(5人) ・みんなの党・みんなの仙台(4人) ・自由民主党(1人) 	5
さいたま市	60人	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党さいたま市議会議員団(20人) ・民主党さいたま市議団(14人) ・公明党さいたま市議会議員団(11人) ・改革フォーラムさいたま市議団(7人) ・日本共産党さいたま市議会議員団(7人) ・無所属(1人) 	6
千葉市	54人	4人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党千葉市議会議員団(19人) ・民主党千葉市議会議員団(9人) ・公明党千葉市議会議員団(8人) ・日本共産党千葉市議会議員団(6人) ・未来創造ちば(6人) ・市民ネットワーク(2人) ・みんなの党千葉市議団(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5
横浜市	86人	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党(31人) ・民主党(16人) ・公明党(15人) ・みんなの党(14人) ・日本共産党(5人) ・ヨコハマ会(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(神奈川ネット)(1人) 	8
相模原市	49人	3人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・新政クラブ(17人) ・民主・新無所属の会(11人) ・公明党相模原市議団(8人) ・日本共産党相模原市議団(4人) ・市民連合(3人) ・みんなのクラブ(3人) ・みんなの党相模原(2人) ・無所属(1人) 	5
新潟市	56人 (欠員1人)	4人以上	8会派	<ul style="list-style-type: none"> ・新市民クラブ(10人) ・新潟クラブ(10人) ・日本共産党新潟市議会議員団(7人) ・市民クラブ(7人) ・民主にいがた(6人) ・市民連合(5人) ・公明党新潟市議団(4人) ・新風クラブ(4人) ・会派に属さない議員(2人) 	4

	議員 定数	交渉 会派人数	交渉 会派数	会派名等（所属議員数）	常任 委員会数
静岡市	53人 (欠員 4人)	4人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党静岡市議会議員団(22人) ・新政会(10人) ・公明党静岡市議会(6人) ・日本共産党静岡市議会議員団(4人) ・静友クラブ(2人) ・虹と緑(2人) ・市民自治福祉クラブ(1人) ・清庵クラブ(1人) ・市民クラブ(1人) 	6
浜松市	46人	4人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党浜松(21人) ・創造浜松(11人) ・市民クラブ(6人) ・公明党(5人) ・日本共産党浜松市議団(2人) ・社会民主党浜松(1人) 	5
名古屋市	75人	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・減税日本ナゴヤ(21人) ・自由民主党名古屋市議員団(19人) ・公明党名古屋市議員団(12人) ・民主党名古屋市議員団(11人) ・減税日本新政会(5人) ・日本共産党名古屋市議員団(5人) ・減税日本クラブ(1人) ・無所属クラブ(1人) 	6
京都市	69人	5人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党京都市議員団(23人) ・日本共産党京都市議員団(15人) ・民主・都みらい京都市議員団(13人) ・公明党京都市議員団(12人) ・地域政党京都党京都市議員団(4人) ・みんなの党・無所属の会(2人) 	5
大阪市	86人	5人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪維新の会大阪市議員団(33人) ・公明党大阪市議員団(19人) ・自由民主党大阪市議員団(17人) ・OSAKAみらい大阪市議員団(9人) ・日本共産党大阪市議員団(8人) 	6
堺市	52人 (欠員1 人)	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪維新の会堺市議会議員団(12人) ・公明党堺市議会議員団(12人) ・ソレイユ堺(10人) ・日本共産党堺市議会議員団(8人) ・自由民主党・市民クラブ(7人) ・会派に属さない議員(1人) ・会派に属さない議員(1人) 	6
神戸市	69人	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・民主党(14人) ・自由民主党(13人) ・公明党(12人) ・日本共産党(9人) ・自民党神戸(8人) ・みんなの党(8人) ・住民投票☆市民力(2人) ・新社会党神戸市議員団(2人) ・無所属(たちあがれ日本)(1人) 	6
岡山市	52人 (欠員1 人)	5人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・公明党岡山市議団(8人) ・日本共産党岡山市議団(5人) ・新風会(8人) ・自由民主党岡山市議団・無所属の会(15人) ・市民ネット(7人) ・明政クラブ(6人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	6

	議員 定数	交渉 会派人数	交渉 会派数	会派名等（所属議員数）	常任 委員会数
広島市	55人	3人以上	6会派	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろしま保守クラブ(21人) ・市政改革・地域デザイン・無党派クラブ(10人) ・市民連合(9人) ・公明党(8人) ・日本共産党(3人) ・爽志会(3人) ・みんなの党(1人) 	6
北九州市	61人	5人以上	4会派	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市議会自由民主党・無所属の会議員団(22人) ・北九州市議会ハートフル改革市民連合(16人) ・北九州市議会公明党議員団(11人) ・日本共産党北九州市会議員団(10人) ・ふくおかネットワーク(1人) ・議員定数削減北九州(1人) 	6
福岡市	62人	4人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党福岡市議団(19人) ・公明党福岡市議団(12人) ・民主・市民クラブ(8人) ・みらい福岡市議団(7人) ・日本共産党福岡市議団(5人) ・社民・市政クラブ福岡市議団(3人) ・無所属の会(3人) ・みんなの党福岡市議団(2人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5
熊本市	48人 (定数 特例49 人)	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党熊本市議団(19人) ・くまもと未来(10人) ・市民連合(8人) ・公明党熊本市議団(7人) ・日本共産党熊本市議団(3人) ・日本の教育を考える会(1人) ・自由クラブ(1人) 	7
川崎市	60人	3人以上	5会派	<ul style="list-style-type: none"> ・自由民主党川崎市議会議員団(16人) ・公明党川崎市議会議員団(13人) ・民主党川崎市議会議員団(13人) ・日本共産党川崎市議会議員団(10人) ・みんなの党川崎市議会議員団(6人) ・無所属(1人) ・無所属(1人) 	5

議会運営検討協議会

報 告 書

第2回

【報告事項】

- ◆ 予特委員会の常設化等の検討

平成24年 8月 2日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 予算審査に係る運用面の更なる充実・改善を図るため、現行の予算審査特別委員会の形式等を踏襲しつつ、次のとおり、運用の見直しを行うべきである。
 - ア できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すること。
 - イ 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けるよう市長側に要請すること。
 - ウ 予算議会において、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から3日空けるよう見直すこと。
 - エ 既存の常任委員会を活用し、各所管局から、実行計画実施結果及びサマリーレビューに関する報告を受ける機会を設けること。
 - オ 総務委員会での一般会計補正予算の議案審査において、必要に応じ、関係理事者として所管局職員の出席を可とすること。
- (2) 予算審査特別委員会の常設化については、これに賛成する意見がある一方で、慎重な立場からの意見もあり、協議会では各委員の意見の一致に至らなかったため、予算審査特別委員会の常設化は見送ることとした。

2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

上記(1)ウの「代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数の見直し」に関する協議の結果、決算審査特別委員会の議案研究日も参考として、現行の1日から3日に見直すこととなり、これに伴い、次のとおり、議会運営の手引きの改正を行うこととした。

なお、これ以外の内容については、現行の手引きの範囲内、あるいは手引きによらない運用による対応となるので、議会運営の手引きの改正は不要である。

163 予算審査特別委員会は、議員全員をもって構成し、本会議における代表質問終了後に設置され、1日3日において開催される。

※ 下線部を修正

3 議論の概要

(1) 予算案の早期公表及び予算議会の早期開会

ア 現状

- 予算議会は、例年2月中旬に開会され、おおよそ一月程度開催されている。
- 当初予算案は、告示日（通常、予算議会招集日の1週間前）に市長から記者発表され、あわせて各議員に予算書や関係資料が配付されている。
- 告示日に総務委員会が開催され、所管事務の調査として、財政局から当初予算の概要に関する報告を受けている。また、通常、告示日の翌々日に各常任委員会を開催し、提出予定議案の説明として、各所管局から当初予算議案の説明を受けている。
- 通常、告示日の1週間前頃に、市長側から各会派の正副団長等に対して、予算議案等に関する事前の会派説明が行われている。

イ 検討内容

- 代表質問や予算審査特別委員会における当初予算案に関する質疑に際しては、膨大な量にわたる予算案を詳細に分析し、精査することが必要不可欠であり、そのためには相応の期間が必要となる。
- 当初予算案の組替え動議が議会で可決された場合には、予算議案の撤回や再提出が見込まれ、これに対する市長側の対応に相当の期間が必要となる。予算議案の採決が年度末に近い場合には、予算の成立が年度当初に間に合わず、暫定予算による対応となる可能性もあり、新年度の予算執行に支障が生じることも考えられる。
- 国の新年度予算が年初に提示されるため、市の予算編成作業が限られた日程の中で行われていることは理解するが、他都市を見ると、本市よりも早期に当初予算案の公表や予算議会の開会がされている例もある。予算編成作業は自治体によって違いがあり、一概にスケジュールの比較はできないとしても、市民への情報公開の観点からも早期の当初予算案の公表が望まれるところである。
- 上記の理由により、早期の当初予算案の公表及び予算議会の開会が求められるところであるが、予算の編成及び議会の招集は長の権限であるため、この点について市長側に意向を確認したところ、「予算案の公表時期を大幅に早めることは現状では対応が困難と考えているが、課題を整理し、毎年の会期日程の調整の中で予算案の内容を御理解いただけるよう可能な限り対応していきたい。」との回答があった。
- 当初予算案の公表時期は、国の動向等、その年の状況によって変動することが考えられるため、具体的な時期をあらかじめ確定させることは困難な面があるので、市長側の回答にあったように、毎年の会期日程の調整の中で状況に応じて柔軟に対応することが妥当と考えられる。

- ・ 以上のことから、できるだけ早期の予算案の公表及び早期の予算議会の開会に努めるよう市長側に要請すべきである。

(2) 各会派に対する当初予算案の事前説明を行う機会を設けること

ア 現状

- ・ 前述のとおり、当初予算案の公表に先立ち、通常、告示日の1週間前頃に、市長側から各会派の正副団長等に対して予算議案等に関する事前の会派説明が行われている。
- ・ また、会派からの個別の要請に応じて、財政局担当職員から会派に対して当初予算案の内容について説明がされている。

イ 検討内容

- ・ 当初予算案の内容をより一層熟知し、その後の予算議案に対する質疑に活用することを目的として、これまでの会派説明や個別の会派に対する説明を充実させ、新たに全議員を対象として、会派ごとに当初予算案の事前説明を市長側から受ける機会を設けるべきと考えられる。
- ・ 市長側に意向を確認したところ、「現在も、必要に応じて告示後に会派、議員に対して個別に予算案の説明を行っているので、会派単位での説明会を告示後に実施することは可能である。」との回答があったので、そのように取り計らうよう市長側に要請すべきである。

(3) 代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数の見直し

ア 現状

代表質問最終日から予算審査特別委員会までの日数は、現行では1日とされている。

イ 検討内容

- ・ 現状では、代表質問終了後、予算審査特別委員会の開催まで日数が1日と短く、代表質問での答弁内容等を再度精査し、予算審査特別委員会での質疑内容を調整するための日数が不足していると考えられる。
- ・ このため、代表質問最終日と予算審査特別委員会初日との間の日数を増加させるべきであるが、一方で、会期日数を大幅に増加させた場合には、予算議案の採決が年度末近くになり、次年度の予算執行に支障を来すおそれもあるため、大幅な日数増加は避けつつも、代表質問と予算審査特別委員会との間の日数の更なる増加を図るべきである。
- ・ この点について、市長側に意向を確認したところ、「予算議会の会期末が大幅にずれ年度末近くになると当該年度の事務処理や新年度の準備等の業務が発生することから、大幅な日数の増加ではなく数日程度の日数を設けるのであれば可能と考える。」との回答があった。
- ・ この回答を踏まえ、更に具体的な設定日数を検討したところ、決算審査特別委員会では議案研究日が3日間設定されていることも参考にし、予算議会においては、代表質問最終日から予算審査特別委員会初日までの間の日数を3日間とすることが妥当と考えられるので、その

ように会期内での調整を行うべきである。

(4) 既存の常任委員会を活用し、実行計画実施結果及びサマーレビューに関する報告を受ける機会を設けること

ア 現状

- ・ 例年、4月から8月下旬にかけて、市長側では、前年度の実行計画における重点戦略プランの進捗結果や、施策評価結果の検証が行われている。その後、8月下旬に実行計画実施結果の報告書が全議員に資料提供されるとともに、あわせて総務委員会で、所管事務の調査として総合企画局から報告を受けている。
- ・ 例年、7月上旬から8月中旬にかけて、市長側ではサマーレビューを実施し、市の主要施策の取組内容や課題等を全庁的に調整している。その後、例年、8月中旬にサマーレビューの課題一覧表が全議員に資料提供されている。
- ・ その後、例年、9月中旬に予算編成方針が公表され、10月上旬から11月中旬にかけて、市長側では、オータムレビューで主要課題の調整を行い、サマーレビューで確認された方向性等を踏まえ予算編成が行われ、翌年の2月上旬に当初予算案が発表されている。

イ 検討内容

- ・ 予算編成過程において、市長側から必要となる情報の提供を受け、予算議会に至るまでの本会議や委員会において、次年度予算の編成に向けて議論を深めていくことは、議会の役割として重要であり、これまでも本会議や委員会での質問等や会派からの予算要望など、様々な機会を通じて次年度予算に関する要望がされている。
- ・ 他都市でも、三重県のように、前年度の政策評価や、当初予算調製方針、予算要求状況などについて委員会で調査を実施するなど、予算編成過程において議会が積極的に関わっている例もある。
- ・ 一方で、予算を調製し議会へ提案する権限は長に専属しており、これを議会が侵害することはできず、議会としては、予算議会において長が提案した当初予算案に対して審議し、議決権を行使することにより対応すべきであり、予算編成過程における議会の関与については慎重であるべきとの考え方がある。
- ・ これらのことを踏まえ、市長側の意向を確認したところ、「予算編成途中の報告は、内容が意思決定過程に関する情報であり、かつ市長の予算編成権に関する内容であるので慎重に検討する必要があると認識しており、現状の方法で丁寧に対応したい。」との回答があった
- ・ 市長側の回答を踏まえ、再度検討を行った。まず、実行計画実施結果については、事業の実施結果が取りまとめられており、その後の決算審査や次年度予算の審査に向けて非常に有用な内容であるので、議会としても詳細に説明を受けるべきものである。

また、長の予算編成権との関係についても、実行計画実施結果は、

前述のとおり、昨年度の事業の結果が取りまとめられたものであり、現在も全議員に資料提供され、総務委員会で所管事務の調査として報告を受けており、更には、現在も、本会議や決算審査特別委員会等において実行計画実施結果を踏まえた質疑も行われていることなどを考慮すると、これに関する議会での説明の機会を増やしたとしても、長の予算編成権への直接の関与には当たらないと考えられる。

- ・ サマーレビューの課題一覧表についても、サマーレビューの結果の概要を把握するために有用な資料であるので、議会として説明を受けべき資料と考えられる。この課題一覧表は、現状で全議員に資料提供されており、新たに各常任委員会で報告を受ける機会を設けたとしても、長の予算編成権の侵害にはつながらないと考えられる。
- ・ 上記のことから、長の予算編成権を侵害しないよう配慮しつつも、議会審議の更なる充実の観点から、既存の各常任委員会を活用して、実行計画実施結果とサマーレビューの課題一覧表について各所管局から詳細な説明を受ける機会を設けるべきである。
- ・ なお、現在、資料提供を受けている実行計画実施計画の報告書やサマーレビューの課題一覧表は、各常任委員会での所管事務報告を想定して作成された資料ではないので、今後、各常任委員会での所管事務報告の実施に向けて、関係局には資料作成のあり方等の対応について配慮を願いたい。

(5) 総務委員会での一般会計補正予算の審査における所管局職員の出席

ア 現状

- ・ 一般会計補正予算は、複数の委員会へ分割付託せず、財政局を所管する総務委員会に付託されている。
- ・ 議会運営の手引きでは、委員会は必要により他の所管局職員の出席を求めることがあるとされているが、一般会計補正予算は関係課が広範囲になることや、議案審査の常任委員会が同時開催され関係理事者の出席が事実上困難なことなどから、総務委員会における一般会計補正予算の審査に際しては、財政局職員のみ出席し、事業の所管局の職員は出席しない取扱いが慣例となっている。
- ・ しかし、補正予算の内容によっては、事業の所管局の職員に出席を求め審査を行うことが望ましい場合もあり、平成23年度の総務委員会において、委員から関係理事者の出席について問題提起がなされ、これを受けて、その後の正副委員長会議において、総務委員長から一般会計補正予算の審査のあり方について検討願いたいとの申出があった。

イ 検討内容

- ・ 事業所管局の職員に対して直接質疑を行うためには、一般会計補正予算を各常任委員会に分割付託する方法も考えられるが、本市では、一部の例外を除き原則として議案の分割付託は行っておらず、特に予

算議案は、予算の一体性を重視して、議案を分割せず一つの委員会に付託し審査する取扱いとしている。

- ・ 市長側に意向を確認したところ、「原則として、財政局による審査で対応したいが、関係理事者の出席の必要性が想定される場合には、総務委員会の正副委員長と相談したい。」との回答があった。
- ・ この回答を踏まえ検討したところ、一般会計補正予算の付託のあり方は変更せず、現状のとおり総務委員会への付託とし、原則として現状どおり財政局で対応することとする。なお、補正予算の内容によって事業所管局職員の出席が必要と判断される場合には、関係理事者として当該事業所管局の職員の出席を認める取扱いとすべきである。

(6) 予算審査特別委員会の常設化

予算審査特別委員会の常設化については、各委員の意見の一致に至らなかったため見送ることとなったが、各委員からの意見の概要は次のとおりである。

ア 常設化に賛成の意見の概要

- ・ サマーレビューやオータムレビュー、予算要求のタイミングで、次年度予算に向けた議論を行うことが必要であり、サマーレビューやオータムレビューにおいて施策のプライオリティの議論に参加することは重要であると思う。そのためには、予算委員会の常設化を行うべきである。
- ・ サマーレビューやオータムレビューにおいて、ある程度詳しい説明を行政から受けることができれば、予算編成状況の概略を把握し、市民の意見を議会サイドから応援することが可能となる。これらは現状でも可能であるが、新たに予算常任委員会を設置することにより、緊張感を持って取り組むことが可能になると思われる。
- ・ 決算と予算の連動を図り、前年度の政策評価等を通じて翌年度の市政運営方針や予算編成に関連させるべきであることから、予算委員会を常設化し決算審査の機能も持たせ、オータムレビューの時点で、前年度決算を踏まえて次年度予算の枠組みを分科会で審議し、次年度予算の編成につなげていくなど、行政と議会がやり取りする機会を増やしていくべきと考える。
- ・ 決算と予算の連動を図るためには、年度中における施策の進行チェックが必要であり、施策の進捗状況をしっかりと見定めた上で次年度予算につなげていくべきである。予算委員会を常設することにより、予算の視点から施策の議論が可能となるので、施策のチェックが非常に容易になると思われる。
- ・ 例えば9月頃であっても、行政から次年度の施策の方向性などの概要の報告を受けることは可能と思われるため、その段階から、適宜議会としての意見を伝え、行政に検討を求めることはよいのではないかと考える。

- 予算議会における当初予算議案に対する審査は、フロンティアプランや実行計画に基づいて作成された予算議案を審査するため、その時点では議会側からの修正等が難しく、特に一般会計予算は対象が広範囲であるため、部分的な修正であっても技術的に困難な面がある。予算議案が作成されていく過程での議会や議員の関わりが重要であり、そのような観点から、予算委員会の常設化は有効な手段と思われる。
- 予算審査の更なる充実のため、予算委員会を常設化し、分科会方式を導入すべきである。また、予算全体に対する質疑の機会も必要であるので、分科会方式にした場合でも全体会を開催し総括質疑を行うこととすべきである。
- 分科会方式とすれば、分科会の同時進行が可能となるので、効率的な審議が可能となり、全体としてゆとりのある審査日程が設定できると考えられる。
- 少数会派への配慮は必要であるので、全委員による総括質疑を設けるべきと思うが、款別予算の審査に対しては、分科会方式のように少人数で詳細に行うべきである。
- 予算委員会の常設化は必要であるが、これまでの歴史の積み重ねもあるので、予算審査方法の激変は好ましくない。そのため、全員参加での総括質疑は必要であるし、分科会の設置数は2～3程度とするのがよく、質疑時間については1人おおむね30分程度という現在の目安を継続すべきである。

イ 常設化に慎重な意見の概要

- 予算審査特別委員会の常設化については、様々な解決すべき課題があり、将来的には、常設化や新たな委員会の設置等を考慮することもあり得るが、現状で特段の問題はないので、現行の予算審査特別委員会による審査を継続すべきである。
しかし、現状を全て継続させるのではなく、より一層充実・改善を図るべき点もあるため、現状の運用の中で見直しを行うべきである。当初予算の公表時期の早期化や、各会派正副団長に対する会派説明を充実させ、各会派を中心に全議員に対して説明を行う機会を設けることを提案したい。
- 現状でも、各定例会における代表質問、一般質問、決算審査特別委員会や、常任委員会における所管事務の調査等において、次年度予算に向けた議論が行われている。予算の提案権は市長にあり、それまでの本会議や委員会における議員からの意見を踏まえ、市長の判断が当初予算案として提案されるものである。議会はこれを予算議会においてチェックし、議会の意思が反映されていないと判断するならば、予算の組替えや修正を行うことができる。現状の方式でも、予算編成に関する議論や議会としてのチェックは十分に可能であり、議会として対応できることは多々あるので、まず、現状で可能なことを行うべき

である。

- 二元代表制においては、議会に予算の編成権や提案権はなく、予算編成過程において議会がどの程度関与できるのか疑問があり、予算委員会を常設化し、編成過程において議員が次年度の施策について意見をしたとしても、市長の判断が当初予算案として明らかにされ、予算議会における予算議案の審査で結論を出すことは変えようがなく、その点は予算審査特別委員会を常設化したとしても可能になるとは考えられない。予算編成過程への議会の関与は慎重であるべきと考える。
- サマーレビューやオータムレビューにおいて議会が関与することになると、議員からの陳情合戦になってしまい、議会本来のチェック機能が損なわれてしまう懸念がある。
- 予算の編成過程の時期に、次年度予算に関する議論の機会を新たに設けたとしても、新たな施策を行うためには予算の裏付けが必要であり、過程の段階では、行政は明確に答えることは不可能である。
- 予算編成権は市長にあり、議決権は議会にあることを明確にすることが重要であり、その前提を認識した上で、サマーレビュー等の報告を既存の常任委員会で受けることには、やぶさかではない。
- 全般的に、決算議案に対する議員の関心は低く感じられ、決算審査特別委員会においても、質疑の中で予算要望がされるなど事実上の一般質問となっている状況も見受けられる。予算委員会の常設化の前に、予算審査や決算審査のあり方を、まず議員間の共通認識とする必要があると考えられる。
- 決算の予算への反映は重要であるが、現行の決算審査特別委員会において、決算を重視して充実した審議を行うことにより対応すべきである。
- 現状では、常任委員会での質疑時間に制限がないので、予算委員会の少人数化については慎重に考える。また、一部の議員による委員会構成とすると、議員間の共通認識とならず、一部の議員のみの負担となるなどの問題があるので、現状の1委員会制がよいと考える。
- 現行の方式は、少数会派や無所属議員にも配慮された方式であり、分科会化や少人数化とするとその配慮に欠けると思われる。予算全体に対する議論が保障されることが大前提であり、全員構成による現行の審査方法は評価できる。

資 料 編

①	予算議案の審査に関する政令指定都市の状況	10
②	各政令指定都市の予算審査方法	11
③	予算審査特別委員会のあり方等に関する各委員作成資料	
	・尾作 均委員（代理：山崎直史議員）	15
	・浜田昌利委員	16
	・織田勝久委員	17
	・井口真美委員	18
	・月本琢也委員	19
④	予特の常設化等に関する各委員の意見	20

予算議案の審査に関する政令指定都市の状況

(平成24年2月現在)

1 常任委員会で審査

各所管常任委員会	7市	相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市
予算常任委員会	1市	さいたま市

2 特別委員会で審査

1委員会（全議員）	3市	仙台市、川崎市、広島市
1委員会分科会方式	6市	
○2分科会（全議員）	（1市）	千葉市
○3分科会（全議員）	（3市）	京都市、神戸市、北九州市
○5分科会（全議員）	（1市）	福岡市
○6分科会（全議員）	（1市）	堺市
複数委員会		
○2委員会（全議員）	2市	札幌市、横浜市

各政令指定都市の予算審査方法（平成23年版）

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
札幌市	第一部予算特別委員会 第二部予算特別委員会	議長を除く全議員を2分 第一部予算特別委員会（33人） （総務委員、財政市民委員、文教委員） 第二部予算特別委員会（33人） （厚生委員、建設委員、経済委員）	6日（※） （正副委員長互選1日、質疑4日、討論・採決1日） ※提案説明は本会議初日 2月17日～3月7日	書類審査を行わず、局単位で審査。委員会最終日に採決を行う	第一部 延べ44人 第二部 延べ52人	局ごとに課長職以上の職員	（※）平成23年は市議選があったため、日程を短縮して実施。通常は、審査日数10日（うち質疑8日）
仙台市	予算等審査特別委員会	全議員（57人）をもって構成	11日（予備日1日含む、互選除く） （審査〔一般・特別会計6日、企業会計3日〕 9日、総括質疑、討論・採決1日、予備日1日含む、互選除く） 2月28日～3月14日	各会計、款ごと。当初予算、補正予算に密接に係る条例、事件案件等は特別委員会へ付託。総括質疑終了後、討論・採決を行う	延べ70人	市長、副市長、企業管理者、危機管理監、局長、区長及び会計管理者をはじめとする課長以上の職員（※）	（※）平成23年のみ震災復興本部長が出席した。
さいたま市	予算委員会	20人	9日 （資料要求1日、常任委員会所管別審査7日、 総括質疑・討論・採決1日） 2月7日～3月1日	常任委員会の所管ごとの審査の後、総括質疑（市長、副市長）を行い、その後討論採決を行う。審査結果を本会議にて報告の後、討論・採決を行う	— ※集計せず	市長、副市長、水道事業管理者、教育長、各局長、各部長、各課長 ※市長、副市長、水道事業管理者は総括質疑のみ出席 ※区長は除く	内容については、当初予算。その他、定例会ごとに補正予算の審査を実施
千葉市	予算審査特別委員会 第1分科会 第2分科会	全議員（常任委員会を2分する。） 第1分科会（27人） （総務委員、教育未来委員、環境経済委員（経済農政局、農業委員会所管）の半数） 第2分科会（27人） （都市建設委員、保健消防委員、環境経済委員（市民・環境局所管）の半数）	5日 （正副委員長互選・総括説明1日、分科会審査3日、分科会報告（一覧表にして配付）・意見表明・採決1日） 2月22日～3月3日	書類審査は行わず、局単位で審査。委員会での採決の後、本会議にて委員長報告、討論、採決を行う	各会派2人まで（分科会）	各局・部・課長が対応。 ※各局審査の際に財政局出席	
横浜市	予算第一特別委員会 予算第二特別委員会	全議員いずれか一方の委員会に所属する。 予算第一特別委員会（46人） （経済・港湾委員、子ども青少年・教育委員、健康福祉・病院経営委員、建築・都市整備・道路委員） 予算第二特別委員会（46人） （政策・総務・財政委員、市民・文化観光・消防委員、温暖化対策・環境創造・資源循環委員、水道・交通委員）	7日（※） （日程協議1日、局別審査〔第一、第二特別委員会それぞれ〕5日、採決1日） ※局別審査の後、各常任委員会へ審査委嘱 2月22日～3月18日	それぞれの特別委員会で採決を行い、その後本会議で議決 審査委嘱を受けた常任委員会では質疑のみ行う	延べ138人	局別審査は副市長、局長及び部長級職員。市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長が2名出席（※）	（※）平成23年は、震災のため、総合審査を行わなかった。通常、総合審査は、2委員会合同で1日実施し、市長以下部長級職員が出席

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
相 模 原 市	各常任委員会へ付託	5 常任委員会 総務分科会 (11人) 民生分科会 (10人) 環境経済分科会 (10人) 建設分科会 (11人) 文教分科会 (10人)	1～2日 (各常任委員会) 2月28日～3月4日 (原則1日1委員会開催)	委員会で所管部分の説明、質疑から採決までを行い、本会議最終日に委員長報告、質疑、討論、採決を行う	— ※通告制をとっていないため、集計せず	副市長以下課長級職員まで	
新 潟 市	各常任委員会へ付託	4 常任委員会 総務常任委員会 (14人) 文教経済常任委員会 (13人) 市民厚生常任委員会 (13人) 環境建設常任委員会 (14人)	5 日 (審査4日、意見・要望・採決1日) 3月9日～3月16日	委員会で他の議案と併せて部ごとに各課審査、採決。議会最終日に委員長報告、質疑討論の後採決	— ※通告制をとっていないため、集計せず	通常は、部長・区長、課長	
静 岡 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務委員会 (9人) 生活文化環境委員会 (9人) 厚生委員会 (9人) 経済消防委員会 (8人) 都市建設委員会 (9人) 上下水道教育委員会 (9人)	2 日 3委員会ごとに分けて審査 3月10日～3月11日 3月14日～3月15日	局単位で審査。概ね委員会最終日に分割付託を受けた部分の採決を行い、本会議最終日に委員長報告、質疑、討論・採決を行う	— ※通告制をとっていないため、集計せず	総括課の課長。ただし、一般会計歳入予算は調整室長が一括説明	
浜 松 市	各常任委員会へ付託	5 常任委員会 総務委員会 (10人) 厚生保健委員会 (9人) 環境経済委員会 (9人) 建設委員会 (9人) 文教消防委員会 (9人)	1 日 (各常任委員会) 3月8日	各常任委員会において採決し、本会議において委員長報告、質疑、討論、採決を行う	— ※通告制をとっていないため、集計せず	各部長、各課長	
名 古 屋 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務環境委員会 (13人) 財政福祉委員会 (13人) 教育子ども委員会 (12人) 土木交通委員会 (12人) 経済水道委員会 (13人) 都市消防委員会 (12人)	9 日 (質疑 [資料要求含む] 2日、資料質疑・質疑2日、総括質疑3～4日 [委員会により異なる]) 総括質疑・意思決定1日) 4月18日～4月26日 (※)	局単位で審査。委員会最終日、採決を行う。また、本会議最終日に委員長報告の後、採決	— ※通告制をとっていないため、集計せず	各局長以下課長級以上の関係者 ※市長、副市長は要請があれば総括質疑に出席	(※) 平成23年は3月に解散に伴う市議選が行われたため4月に予算審査を実施
京 都 市	普通予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 公営企業等予算特別委員会	普通予算特別委員会 (46人) 第1分科会 (23人) 第2分科会 (23人) 公営企業等予算特別委員会 (23人)	7 日 (正副委員長互選等1日、局別質疑3日 [2分科会同時開催]、市長総括質疑2日、討論結了1日) 7 日 (正副委員長互選等1日、局別質疑3日、市長総括質疑2日、討論結了1日) 3月1日～3月14日	両委員会とも付託議案に対して採決を行う。また、本会議において委員会報告書を席上配布し、委員長報告等を行った後、採決を行う	普通予算特別委員会：延べ125人 公営企業等予算特別委員会：延べ27人	市長総括：市長、副市長、公営企業管理者 (公営予算のみ) ほか 局別質疑：各局長、部長ほか ※区長は出席せず	※平成24年から予算特別委員会 (3分科会) に見直し

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
大 阪 市	各常任委員会付託	6 常任委員会 財政総務委員会 (15人) 文教経済委員会 (15人) 民生保健委員会 (15人) 計画消防委員会 (15人) 建設港湾委員会 (15人) 交通水道委員会 (14人)	8 日程度 (予算説明等 1 日、実地調査〔施設視察〕 1 日 (実施しない委員会あり)、質疑 5 日〔4 日の委員会もあり〕、態度決定 (採決) 1 日) 2月23日～3月16日	予算及び同関連案件を 6 常任委員会に分割付託し、付託された議案を審査する (局別審査は行っていない)。予算の議決を行う本会議 (最終日) 開議前に 6 常任委員会を開催し、態度決定を行う	83人	関係理事者課長級以上 が出席 ※市長、副市長及び区 長は出席要請があった 場合のみ出席	
堺 市	予算審査特別委員会 総務財政分科会 市民人権分科会 健康福祉分科会 産業環境分科会 建設分科会 文教分科会	議長を除く全議員構成 総務財政分科会 (9人) 市民人権分科会 (9人) 健康福祉分科会 (8人) 産業環境分科会 (8人) 建設分科会 (8人) 文教分科会 (9人)	6 日 (全体会議〔正副委員長互選、分科会設置〕 1 日、各分科会審査〔2分科会同時開催〕 3 日、 全体会議〔分科会報告、総括質疑、討論、採決〕 2日) 2月23日～3月10日	一般議案とともに大綱質疑 3 日、その後予算審査特別委員会を設置、付託。常任委員会と同じ委員で構成する分科会を開催し、予算案を審査する。全分科会での審査終了後、全委員出席での分科会報告、総括質疑、討論、採決を行う	各分科会： 26人 総括質疑： 13人	各分科会：所管課長級 以上 (区長含む) ※ 市長、副市長等特別 職は原則出席しない、 文教分科会には教育長 出席 総括質疑：市長、副市 長、教育長、上下水 道事業管理者、代表 監査委員、所管課長 級以上 (区長含む)	
神 戸 市	予算特別委員会 第 1 分科会 第 2 分科会 第 3 分科会	正副議長を除く全議員構成 第 1 分科会 (21人) 第 2 分科会 (21人) 第 3 分科会 (21人)	11 日 (正副委員長互選、分科会審査日程協議等 1 日、 各分科会審査 7 日、総括質疑 1 日、意見表明 1 日、 意見決定 1 日) 2月23日～3月10日	3 分科会での局別審査。 市長への総括質疑後、各 会派意見表明、その後採 決により意見決定を行う	延べ98人	各分科会：各局長、各 公営企業管理者、教 育長等 総括質疑：市長、副市 長等	
岡 山 市	各常任委員会へ付託	6 常任委員会 総務委員会 (9人) 保健福祉委員会 (9人) 環境消防水道委員会 (9人) 経済委員会 (9人) 建設委員会 (9人) 市民文教委員会 (8人)	1～2 日 (※) (1 日目は各常任委員会が同日一斉開催する が、2 日目を以降については、各常任委員会の審 査状況によって日数が異なる。) 3月7日～3月9日	他の議案と併せて各常任 委員会において、審査、 採決を行う。 本会議最終日に委員長報 告、質疑、討論の後、採 決を行う。	— ※通告制をと っていないた め、集計せず	局ごとに課長職以上の 職員 区長は出席要請があっ た場合のみ出席 市長は出席しない。	(※) 平成 23 年は市議選が あったため、日程を短縮して 実施 通常の審査日数は 1 ～5 日

	名 称	構 成	審査日数、日程等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
広 島 市	予算特別委員会	議長を除く全議員構成	14日 (運営協議1日、常任委員会所管別審査11日、 総括質疑1日、討論・採決1日) 2月26日～3月25日	書類審査を行わず、常任 委員会の所管別審査。最 終日、討論・採決を行う	延べ128人	所管別審査以外:市長、 副市長、会計管理者、 教育長、各局長、関 係次部課長(運営協 議は財政課長のみ) 所管別審査:市長、副 市長、会計管理者(総 務関係のみ)、教育長 (文教関係のみ)、病 院事業管理者(厚生 関係のみ)、財政局 長、各所管局長及び 関係次部課長	
北 九 州 市	予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会	3分科会(全議員構成) 第1分科会(20人) (総務財政、建築消防委員会関係) 第2分科会(21人) (環境建設、保健病院委員会関係) 第3分科会(20人) (教育水道、経済港湾委員会関係)	7日 (全体会〔正副委員長互選、分科会設置等〕1 日、分科会局別審査4日、各分科会審査〔市長 質疑〕1日、分科会報告まとめ、全体会で採決 1日) 6月14日～6月27日(※)	書類審査を行わず、分科 会にて局単位で審査。委 員会最終日全体会で採 決。その後、定例会中に 委員長報告、質疑、討論・ 採決を行う	延べ34人 ※市長質疑の み集計	市長(分科会は市長質 疑のみ)、各局長病院、 水道、交通事業管理者、 会計管理者以下課長職 以上の職員	(※) 通常は、3月に審査す るが、平成23年は市長選挙 があったため、3月は暫定予 算議案を常任委員会で審査 し、6月に特別委員会で当初 予算議案の審査を行った。
福 岡 市	条例予算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会 第4分科会 第5分科会	全議員構成 ※常任委員会と同じ構成員、所管の分科会設置 第1分科会(13人) 第2分科会(13人) 第3分科会(13人) 第4分科会(12人) 第5分科会(12人)	9日(※) (総会〔正副委員長互選・付託等〕1日、分科 会審査4日、分科会報告書作成1日、総会〔質 疑〕2日、総会〔意見開陳・採決〕1日) 3月2日～3月11日	新年度議案全てを条例予 算特別委員会に付託、総 会及び分科会で審査、総 会最終日に採決後、本会 議最終日に審査結果報 告、採決	13人 ※総会質疑の み集計	総会:市長、副市長、 局長及び関係部署部 長級以上の職員 分科会:所管局長及び 課長職以上の職員	(※) 平成23年は市議選が あったため、日程を短縮して 実施 通常は、審査日数12 日(うち分科会審査6日、総 会〔質疑〕2日)
川 崎 市	予算審査特別委員会	全議員構成(63人)	4日 (正副委員長互選・審査1日、審査3日) 3月3日～3月8日	書類審査を行わず、議場 にて質疑を実施。予算に 関係する議案等を審査す る委員会との関係で採決 は行わず、結論は本会議 に譲る	53人	市長、副市長、病院事 業管理者、上下水道事 業管理者、各局長及び 会計管理者	

予算審査特別委員会のあり方について

市民の皆様の生活を支える本市予算の主な財源は税金であって、その審議の場となる予算審査特別委員会が果たす役割の重要性については論を俟たない。

これまでもそのあり方について様々な議論がなされてきたものの、ここで改めて検討協議会として自由討論となることは歓迎されるべきことであって、わが党としてもより積極的な提言を発信していきたいと考えている。

各委員の発言時間の多寡やその内容のレベル云々は今日まで議論されてきたが、それらの検証については有権者に委ねられるべきであって、今回は主に手続き面から以下の2点について現行の問題点を提起したい。

<調査・研究期間の改善について>

一般会計、公営企業会計、特別会計を含め総額1兆円を超える予算だけに議場での審査の前に調査・研究の為の時間を十分に確保する必要がある。

現行における3月半ばの採決では仮に予算組み替え動議等が可決された場合、予算執行に支障をきたす恐れがあることから予算配布や採決時期の前倒し化等が求められるのではないか。

<予算承認後の検証手法について>

議会は行政の追認機関になっているとの誇りがあるが、そのような批判に対して川崎市議会としてどのように対峙していくのかという視点からの改革が求められている。

予算審査特別委員会においてはその審議内容はともかくも行政側の予算案に対して最終的には修正無く承認をするというのが今日までの流れであった。

その後の検証については決算審査特別委員会の果たす役割が大きいが、「既に使ってしまったものは仕方がない」という追認の結論になりがちであって、年度途中における検証手法の充実が図られるべきではないか。

自由民主党川崎市議団

議会運営検討協議会 尾作 均

(代理 山崎 直史)

A. 3月議会の予算委員会に分科会方式を導入する

- 1、概要 2つの分科会(各3日ずつ)プラス総括質疑(1日)で、より丁寧・緻密かつ効率的に予算案を審議する
 分科会については、各議員が第1分科会または第2分科会のいずれか一方にのみ所属する
 第1分科会:総務・市民委の理事者が出席し、総務・市民委の予算案を審議
 (総務、総企、財政、教育、市民・こども、経労、港湾局)
 第2分科会:健福・まち・環境委の理事者が出席し、健福・まち・環境委の予算案を審議
 (健福、病院、消防、まち、建緑、環境、上下水道、交通局)
 総括質疑は、現行の予特と同様に、全議員が参加し、市長はじめ全局長が出席、全予算案を審議
 一人あたりの質問時間は現行と同様に30分以内とする
 ⇒ おおむね10時から15時までの審議となり、15時以降は答弁調整の時間となる

2、構成

	A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計
①第1分科会 30名	8	6	7	5	3	1		30
	委員長		副委員長					
②第2分科会 30名	8	7	6	5	3		1	30
	委員長		副委員長					
計	16	13	13	10	6	1	1	60

- ③総括質疑 60名全員 A会派 委員長、B会派 副委員長 ※分科会の委員長・副委員長との兼任可とする

3、第1日目～第6日目 分科会

時間配分:現行と同様に 質問者数×30分(以内)
 ※総括質疑者は分科会で質問しないこととする(無所属会派は除く)

会派	A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計	合計時間(分)
第1分科会の質問者数	7	5	5	4	3	1		25	270 ↓ 240 240 15時～ 15時30分頃 終了予定
質問時間(分)	210	150	150	120	90	30		750	
1日目	2	2	1	2	1	1		9	
3日目	2	2	2	1	1			8	240
5日目	3	1	2	1	1			8	240
第2分科会の質問者数	7	6	6	4	2		1	26	270 ↓ 240 270 15時～ 15時30分頃 終了予定
質問時間(分)	210	180	180	120	60		30	780	
2日目	2	2	2	2			1	9	
4日目	2	2	2	1	1			8	240
6日目	3	2	2	1	1			9	270

4、第7日目 総括質疑

時間配分:10時～15時の審議時間4時間(240分)を会派の議員数で比例配分
 ただし上限を30分とする

会派	A会派	B会派	C会派	D会派	E会派	F会派	G会派	計
人数	16	13	13	10	6	1	1	60
4時間(240分)を配分	64	52	52	40	24	4	4	240
調整後の時間配分(分)	30	30	30	30	30	10	10	170

※13時50分頃終了

- 5、できれば、代表質問のあと3日間ぐらい日程を空けてから予算委員会を開催するようになりたい

B. 9月議会の決算委員会も、予算委員会と同様に分科会方式を導入すべきと考える

C. 予算委員会の常設化について

- ① 補正予算案が出された場合には予算委員会で審議する
- ② サマーレビューに出す予定のものについて、6月議会の予算委員会で報告を受けることとする
- ③ サマーレビューの結果について、9月議会の予算委員会で報告を受けることとする
- ④ オータムレビューの結果について、12月議会の予算委員会で報告を受けることとする

以上の①～④の観点から常設化が必要と考える

予算委員会のありかたについて

(1) 予算（決算）委員会の常設化を図る。

議会が負託をうけてから予算の審査をおこなう現行の方式では、審査期間が限られており、詳細に検討をおこなうことは難しいと思われる。

むしろ、予算・決算常任委員会として、予算と決算を連動させることにより前年度の実績を政策評価などを通じて翌年度の市政運営方針や予算編成に関連付けることを目指すべき。予算審議と決算審議の機能を合わせて持たせる方が合理的、効率的と考える。

三重県議会では、前年度の県政運営と本年度、さらに次年度の予算編成へと連動される取り組みをしていることが参考になる。

三重県では、前年度の総括と本年度の取り組み方向をとりまとめたシートなどからなる「県政報告書」を毎年7月に作成している。

この報告書が未定稿の段階で6月議会にしめされて、各常任委員会で調査をおこない、この意見のまとめを参考に7月に予算決算常任委員会を開催して、予算決算の視点から総合的、総括的な調査をおこなっている。

さらに、予算決算常任委員会を常設することにより、補正予算の審議と複数の所管の委員会にまたがる事案についても審議をおこないやすくなるメリットも考えられる。

(2) 予算（決算）常任委員会のイメージ

全員委員会である予算特別委員会のメンバー構成は、当面現在のままとして（全員の審議の機会を保障することを前提として）総括的な議論を目的とする全体会のような位置づけに変更をする。

委員会のメンバーは、常任委員会ごとの編成にすることも可能であろうし（常任委員会と予算決算委員会での審議内容を分担することで）、20名程度のメンバー構成であらたな委員会を発足させても良いのではないかと考える。

予算（決算）常任委員会は、翌年度の政策についての意見、提言を早い段階から、市長から予算が提出される前からの予算編成過程で示し、その比較考量から最終的な予算案について可決、修正、否決を議決することができるようになる

文責 織田

本協議会では、現行の予算審査特別委員会の問題点について議論がありました。それをまとめるとおおよ次のようになると認識しています。

- ① 予算案の発表と3月議会の開催日があまりに近く、また、3月議会の日程が、代表質問終了後、1日開けてすぐ予特ということで、予算案を十分に吟味する余裕がない。
- ② 3月議会の数日の予算の審議では、議会での指摘が予算に反映されず、ほとんど行政の言いなりになる。また、決算審査特別委員会の議論がどう反映されているかわからないので、予算案が決まる前から議員の意見を反映させるために、予算を議論する場をつくるべきである。
- ③ 4日間、市長以下すべての局長を拘束し、ほとんど答弁のない局長がいるなど、効率的でない。他都市のように分科会形式にすれば、効率的になる。
- ④ 本予算は予特、補正予算は総務委員会と、議論する場所が違い、補正は答弁も財政局のみになる。
- ⑤ 決特、予特の質問でも、一般質問とたいして変わらない質問が多く、意味がない。

一方、2人の無所属議員から、少数会派、無所属議員の質問権の保障を求める意見があり、これは、分科会方式にして、市長以下すべての局長が出席する総括質疑を行うことで保障できるのではないかという意見もありました。これらの議論に対し、私は以下のように考えます。

確かに市長が予算案を発表するのは早くできると考えます。この間も国がなかなか予算を示さないとき、前年度の制度で予算を組みあとで補正しており、それで大きな齟齬がないならば、予算案は早く発表させることは可能であると考えます。

しかし、二元性のもとでは、議会は、市長と共同して予算を編成するのではなく、予算編成権はあくまでも市長の専権事項であり、これを受けて議会は審議するものです。予算案に議会の意思が反映していないと考えるなら、予算の組み替え、修正案で対応すべきであり、その時間を保障するという点で、議会日程を検討するべきです。予算に対する議会の意思、議員の指摘は、予特、決特で当然示されるだけでなく、市民の要望を受けて一般質問や委員会での審議でも予算への意思が示されます。1年間のそうした積み重ねの中で予算が編成されているのであり、議員の意見が反映されていないのであれば、それは市長の意思だからです。その市長の意思の是非を判断するのが3月議会であり予算審査です。私は、現行の3月議会での予特でその役割は果すことができると考えます。

分科会形式についてですが、市民の暮らしは局の壁を越え、さまざまな分野に及んでいます。それを全員の議員が全員の局長とともに議論することに意義があると考えます。

補正予算の審議については、私の実感では財政局は原局と調整したうえでかなり詳しい答弁をしています。必要なら、関係理事者として原局を同席させるという方法で審議できると考えます。

以上の点から、私は、本市の議会として、この予算審査のあり方を改善するとすれば、十分な予算案の審査の時間を取ることは必要ですが、委員会の形式を変えることなく、予特や決特、一般質問、委員会での議論を旺盛に行い、予算案に対する議案提案権を行使することで活性化することが大事ではないかと考えます。

以上

予特委員会の常設化等について

議会運営検討協議会

委員 月本琢也

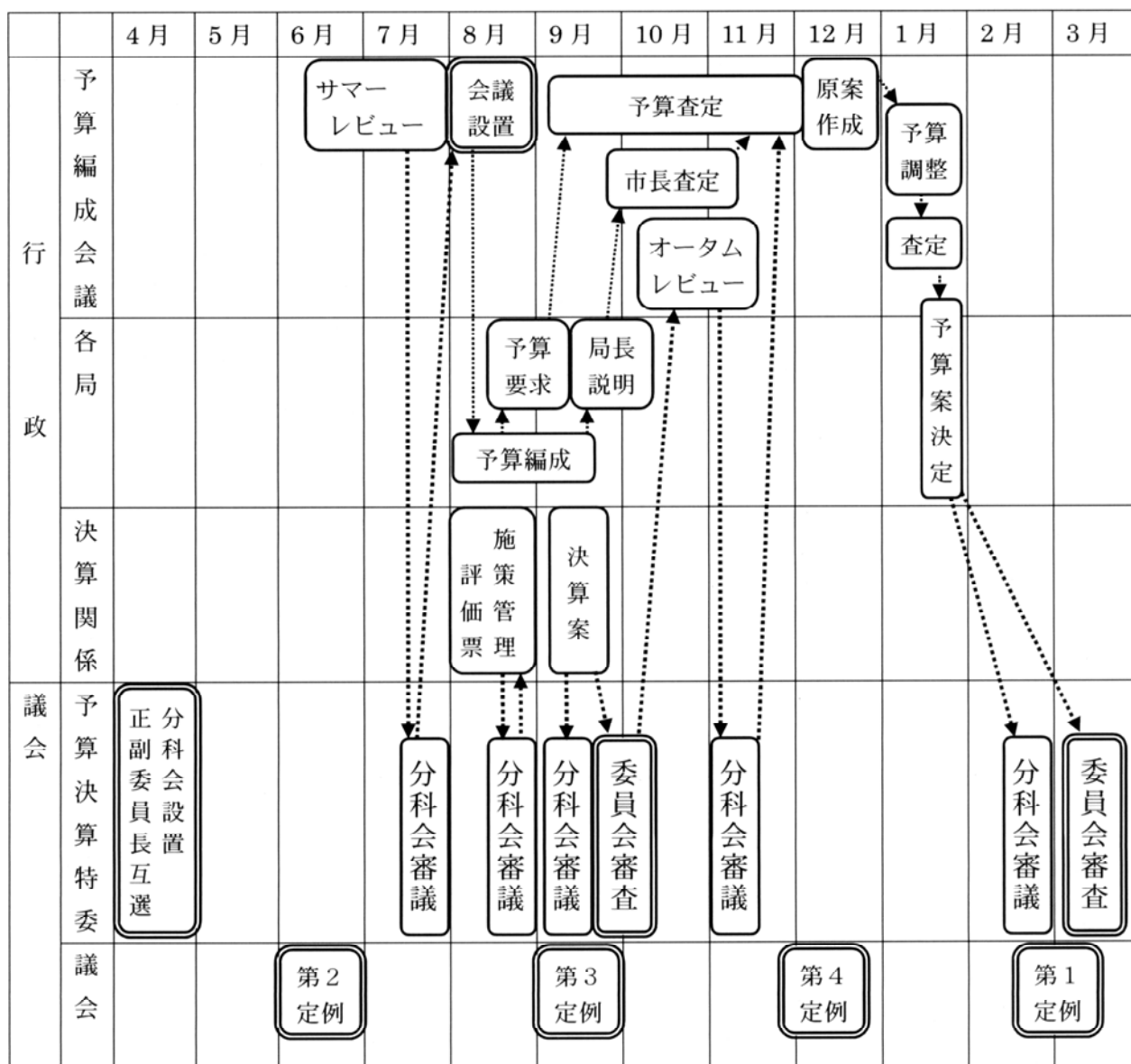
① 常設化の目的

議会における予算及び決算の審議と、市民満足度とコストの両面を加味した政策評価とを連動させ、より、実質的な審議を可能にする。

② 開催方法

- ・ 予算決算特別委員会（仮称）：分科会方式で、予・決算議会における年 2 回の総会形式をとる。
- ・ 一般会計補正予算（分科会審査）を含めた予決算に関わる審議を行う。
- ・ 分科会は、第 1 から第 5 までとし、常任委員会と同じ区分とする。

③ 年間計画として、どのように策定過程を考えるか。



④ 審議時間の増加と、事務量の増加への対応について

- ・ 質問通告や資料の電子化などで、効率的・効果的審議が進められる運営を進める。

予特の常設化等に関する各委員の意見

	予算委の常設化	分科会の設置	当初予算審査	補正予算審査	サマーレビュー等の報告	決算審査	その他
尾作委員 (山崎議員)	現状どおり	----	----	----	----	----	・予算配布時期、採決時期の早期化 ・予算承認後における年度途中の検証手法の充実
浜田委員	常設化 (予算委員会)	2分科会	【分科会】 開催日数:各3日(計6日間) 発言時間:1人30分以内 【総括質疑】(分科会後に実施) 開催日数:1日 発言者数:各会派1名ずつ(無所属含む) 発言時間:所属議員数で比例配分(上限30分)	予算委員会で審査	予算委員会で報告を受ける ・サマーレビューの予定を6月議会中に報告 ・サマーレビューの結果を9月議会中に報告 ・オータムレビューの結果を12月議会中に報告	予算委と同様に分科会方式により決算委を開催	代質と予特との間に3日程度日程をあける
織田委員	常設化 (予算・決算)常任委員会 (全体構成の予算特別委員会も残す)	5分科会 (常任委員会ごとの編成) (*又は20名程度の委員構成)	全体会の位置付けは残しつつ、分科会又は少人数の委員会で審査	予算(決算)常任委員会で審査	委員会で調査を行う。(三重県を参考) ・県政報告書(案)を6月議会中に各常任委員会で調査 ・7月に予算決算常任委員会で総合的な調査 ・予算編成過程で翌年度政策についての意見、提言を示す	予算(決算)常任委員会で審査	現行の予算審査特別委員会や決算審査特別委員会は、全員構成による総括的な議論を目的とする全体会のような位置付けとする
井口委員	現状どおり 予算議会に予特を設置	----	現状どおり 全員構成で審査	総務委員会で審査 (必要に応じて関係理事者として原局が出席)	----	----	・予算の組替え等への対応に関する時間の保障のため議会日程を検討すべき ・委員会の形式は変えず、予算の組替えや修正を積極的に行うなど、既存の枠組みの中で活性化を図る
月本委員	常設化 (予算決算特別委員会)	5分科会 (常任委員会と同じ区分)	全員構成で審査 ※ただし、分科会での審査の実施も検討	予算決算特別委員会(分科会)で審査	予算決算特別委員会の分科会で審議 ・サマーレビューについて7月に審議 ・施策管理評価票について8月に審議 ・オータムレビューについて11月に審議	予算決算特別委員会(全員構成)で審査(※ただし、分科会での審査の実施も検討)	審議時間の増加と事務量の増加への対応として、質問通告のない理事者は出席しない取扱いとすることや資料の電子化などで効率的・効果的に審査を進める